

### (3) 鋳物師地区（滋賀県蒲生町）

#### (3) -1 地区の概要

複数のため池（大溜、新堤溜、播り鉢溜、伊座ヶ谷溜、徳円溜）における、決壊防止・洪水調節機能の適切な発揮・ため池間での水利用調整等を支援し、ハード対策の効果を補完することにより、ため池群の広域防災機能増進体制を強化し、地域全体の防災機能の向上を図ります。

表3. 2. 3：鋳物師地区のため池の諸元

池名	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m <sup>3</sup> )	流域面積 (ha)	受益面積 (ha)	洪水流量 (m <sup>3</sup> /s)	備考
大溜	6.5	61.0	26,500	26.0	12.0	5.94	
新堤溜	4.5	48.0	4,500	7.0	1.4	5.94	
播り鉢溜	3.5	33.0	1,400	-	0.4	-	
伊座ヶ谷溜	5.0	64.0	8,600	7.0	8.0	1.54	
徳円溜	3.4	34.0	4,200	10.0	4.0	2.24	

#### (3) -2 洪水調節機能発揮計画

- a) ため池が洪水調節機能を発揮するためには、降雨時における余裕貯留能力、すなわち空きボリュームが極力、大きい状況にあることが前提となります。一方、集水域が小さいため池においては、極力、空きボリュームが少なく満水状態にあることが利水面では望ましい姿です。
- b) 中長期の気象情報の収集分析により、大溜に関しては、洪水調整池としての機能発現に重きを置き、期別の必要水量から期別の水位設定を行い、余裕貯留能力（空きボリューム）を担保するよう、受益農家と調整をとります。
- c) 大溜と新堤溜の水利用特性を適切な状態で維持し、洪水時のピークカットを図ります。
- d) 期別の水位設定に応じた取水ゲート操作を行い、空き容量を確保します。
- e) 出水が予想されるとき、洪水警報がでているときなどは、なるべく大溜の貯水位を下げておきます。

#### (3) -3 水利用調整計画

- a) ほとんどのため池は、集水流域が小さく、その規模に比べて貯水に長期間かかることから、渇水時に備えて従来の水利慣行を踏襲し、水利用調整・水管理作業を継続します。
- b) 各溜池の洪水調節機能を維持するために、中長期の気象情報の収集分析により受益農家と調整をとつつ、極力、常時水位を下げ余裕高の確保に努めます。水位については、期別必要水量より計画します。

### (3) -4 管理計画

- a) 鋳物師地区ため池群広域防災機能増進推進協議会では、ため池の決壊による災害を防止するため、滋賀県及び東近江市、日野川流域土地改良区の指導を受け、老朽化の著しいため池や防災上重要なため池を中心に、施設の改修補強等の措置をとることに努めます。
- b) 施設の状況確認のため、鋳物師区が中心となって、ため池の定期的な減水、堆積土の浚渫、ゴミの除去を行います。協議会では、地域住民の理解と協力を得るべく、NPO やボランティア団体などと連携し、それら防災機能の維持保全活動に対し支援を行います。
- c) 鋳物師区は、随時、農業用水路やため池（洪水吐等を含む）、水門、樋など工作物の定期的点検を行い、緊急時の操作に支障がないようにするとともに、あらかじめ危険箇所の把握に努め、梅雨時や台風時期などは、特に警戒を厳にします。協議会では、地域住民の水防意識を常に喚起し、異常の早期発見と情報の迅速な伝達に努めます。
- d) 協議会では、5月～9月のかんがい期を「防災活動強化期間」と定めます。期間中は、協議会が中心となって、多様な施策により住民と施設管理者との相互理解や連携強化に努め、施設の防災機能や住民の防災意識の向上を図ります。
- e) 気象台などからの気象予報警報などの情報を迅速に把握するとともに、関係各位との連絡を密にし警戒体制を取ります。台風などの大雨が予想される場合は、区長・(消防団)・農業組合長・(水利委員)の連絡・協議により、事前排水を実施するかどうかを決定します。
- f) 活動にあたっての鋳物師地区ため池群広域防災機能増進推進協議会規約の目的、構成は、以下のとおりです。
  - ◆目的：協議会は、鋳物師地域におけるため池の多面的機能を活用し、農業用水の確保、防災機能の発現、親水機能の活用など地域住民が一体となり、地域防災の強化や地域農業の活性化など安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とします。
  - ◆構成：協議会は、次にあげる委員により構成します。
    - ①鋳物師集落各代表者、②日野川流域土地改良区管理課長、③東近江地域振興局田園整備第一課長、④蒲生町産業課長



図3.2.2：滋賀県蒲生町 位置図

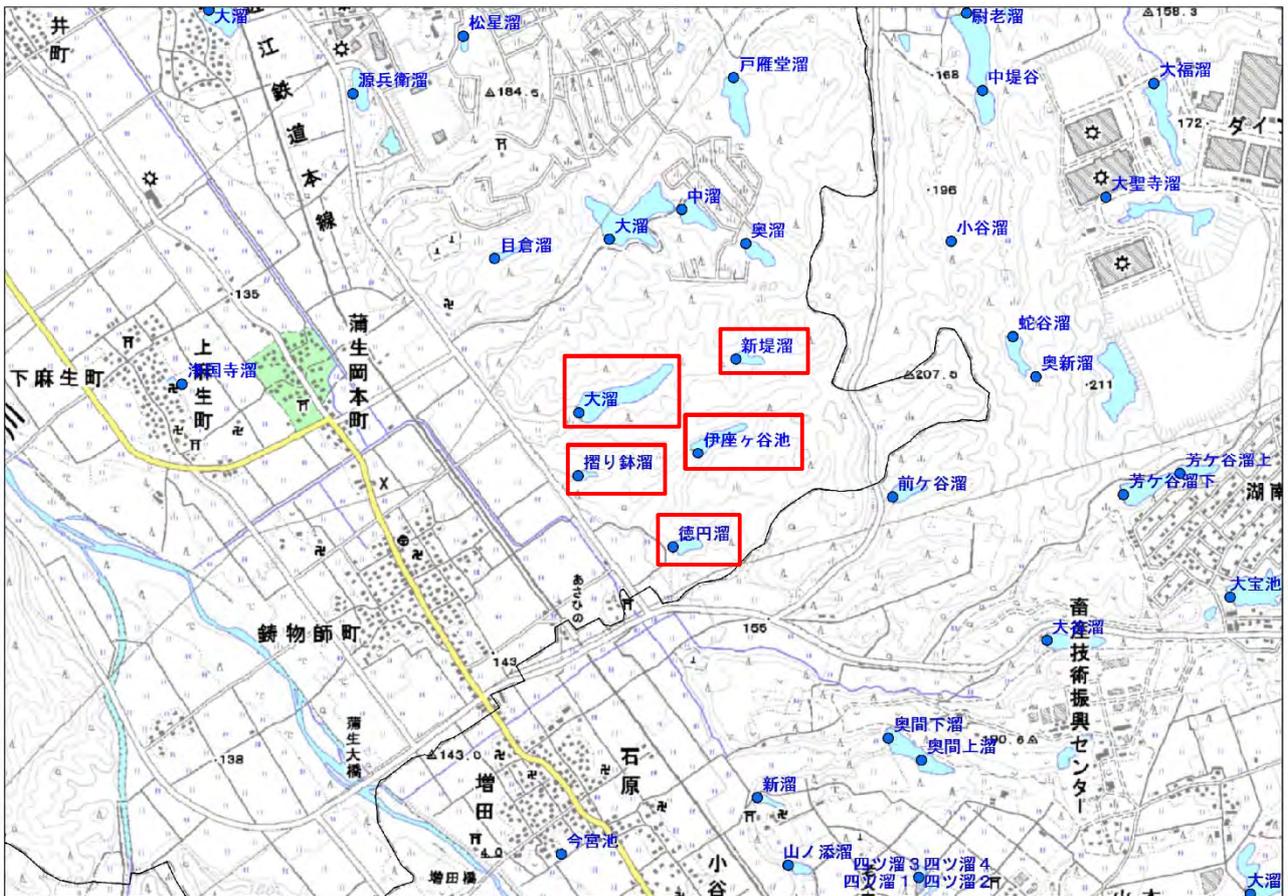


図3.2.3：鑄物師地区 ため池位置図

#### (4) 池寺地区（滋賀県甲良町）

##### (4) -1 地区の概要

複数のため池（二十俵門溜、新右衛門溜、船溜、新溜、若宮溜、長溜、湯屋溜、柿内溜）における、決壊防止・洪水調節機能の適切な発揮・ため池間での水利用調整等を支援し、ハード対策の効果を補完することにより、ため池群の広域防災機能増進体制を強化し、地域全体の防災機能の向上を図ります。

表 3. 2. 4：池寺地区のため池の諸元

池名	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m <sup>3</sup> )	流域面積 (ha)	受益面積 (ha)	備考
二十俵門溜	1.5	40.0	6,000	9.0	39.5	
新右衛門溜	5.0	60.0	13,000	12.0	40.0	受益が重複 しています
船溜	3.5	50.0	3,000	14.0		
新溜	9.0	85.0	13,000	18.0		
若宮溜	8.0	180.0	15,000	107.0	39.0	
長溜	8.5	90.0	21,000	32.0	36.0	受益が重複 しています
湯屋溜	4.0	60.0	3,000	45.0		
柿内溜	5.0	115.0	7,000	13.0	1.0	

##### (4) -2 洪水調節機能発揮計画

- a) 地区の重要なため池である若宮溜や柿内溜等については、上下流のため池間の調整のもと機能発揮のための活動を実施します。
- b) 洪水調節機能の発現のため、期別の必要水量から期別の水位設定を行うとともに、台風シーズンまでにため池の水を一定の高さまで落水するよう、受益者と調整を図りつつ実施します。
- c) 定期的に水抜きを実施し、その後にため池の泥上げを行うこととします。泥上げし水分を切った土砂は、土質に応じてそのまま、または土壌固化剤を混合する等の安定処理を行い、法面や管理道路の補修、畦畔の嵩上げ等への利用を検討します。

##### (4) -3 水利用調整計画

- a) 集落に近い長溜、湯屋溜、若宮溜をはじめ柿内溜については水利委員長が中心になり、適正な水利用調整・水管理作業を行っています。こうした実績を踏まえ、今後も継続して水利用調整・水管理作業を行います。
- b) 洪水調節機能を維持するために、台風シーズンをはじめ、受益者との調整を図りつつ、極力、常時水位を下げ、余裕高の確保に努めます。
- c) 連絡水路の管理を行い、渇水時には船溜の水を下流ため池に導水します。

- d) 従前からの慣行に従うことを基本とし、かんがい期が始まる前に作成した配水計画に基づき、配水操作を行います。
- e) 非かんがい期の若宮溜の防火用水の補給用として、新溜の水を利用します。

#### (4) -4 管理計画

- a) 「池寺地区ため池群広域防災機能増進推進協議会」を中心として、池寺区、犬上川沿岸土地改良区、滋賀県湖東地域振興局田園振興課、甲良町の協力のもと、農業者をはじめ、地域住民の参加によるコミュニティ活動を促進することで、防災に係る地域の体制づくりを行います。
- b) 協議会では、ため池の決壊による災害を防止するため、滋賀県及び甲良町、犬上川沿岸土地改良区との連携のもと、農業用水として重要な役割を担う若宮溜をはじめ防災上重要な柿内溜を中心に、施設の補修等の措置をとることに努めます。主な作業内容は、以下のとおりです。
  - 定期的な見回りの実施、○ため池の草刈り等、○洪水吐等の点検・管理、○管理道路の維持管理、○水抜きによる点検・補修、○堤体浸食の早期補修、○破損施設の補修、○地震後の点検、○点検結果の記録作成
- c) 気象台などからの気象予報警報などの情報を迅速に把握するとともに、日野町地域防災計画のもと防災関係機関との連絡を密にし、警戒体制を取ります。台風などの大雨が予想されます場合は、水利委員がため池に流入する水量を監視します。

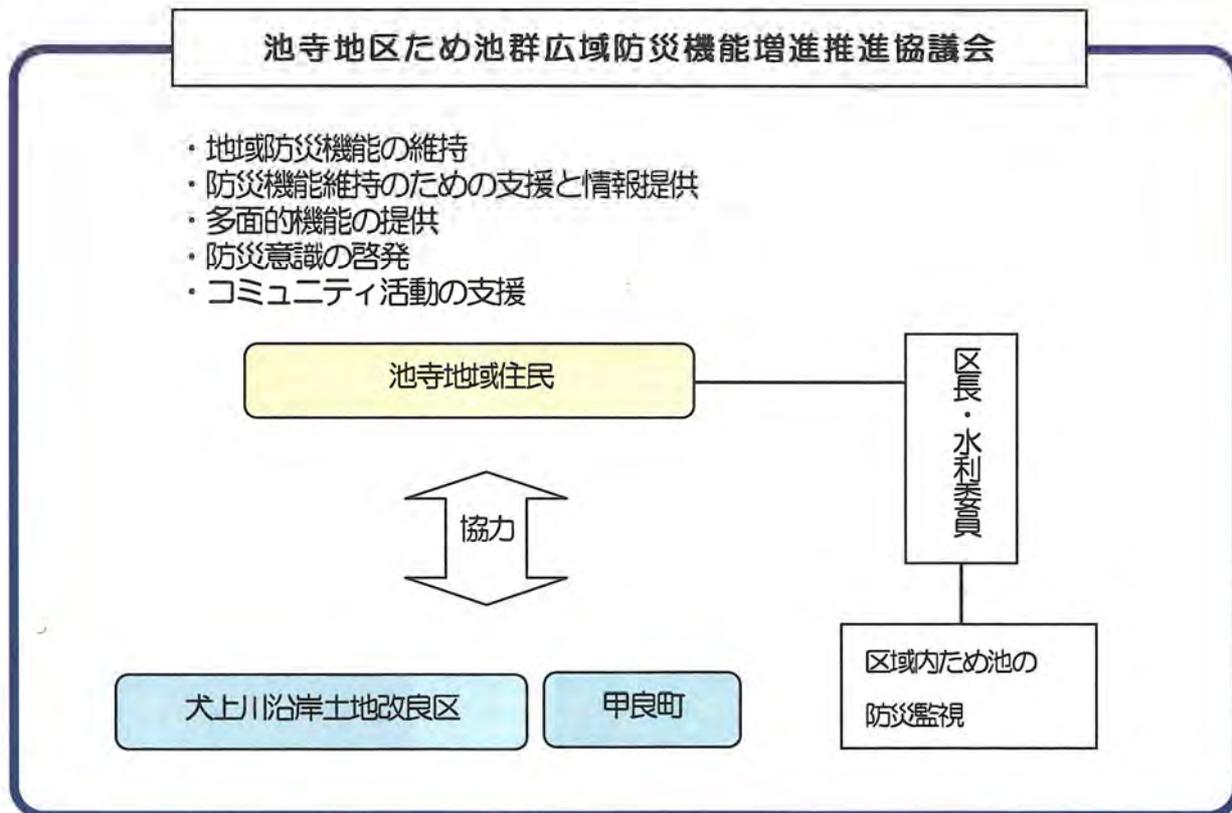


図 3. 2. 4 : 池寺地区 協議会関係図



図 3. 2. 5 : 滋賀県甲良町 位置図

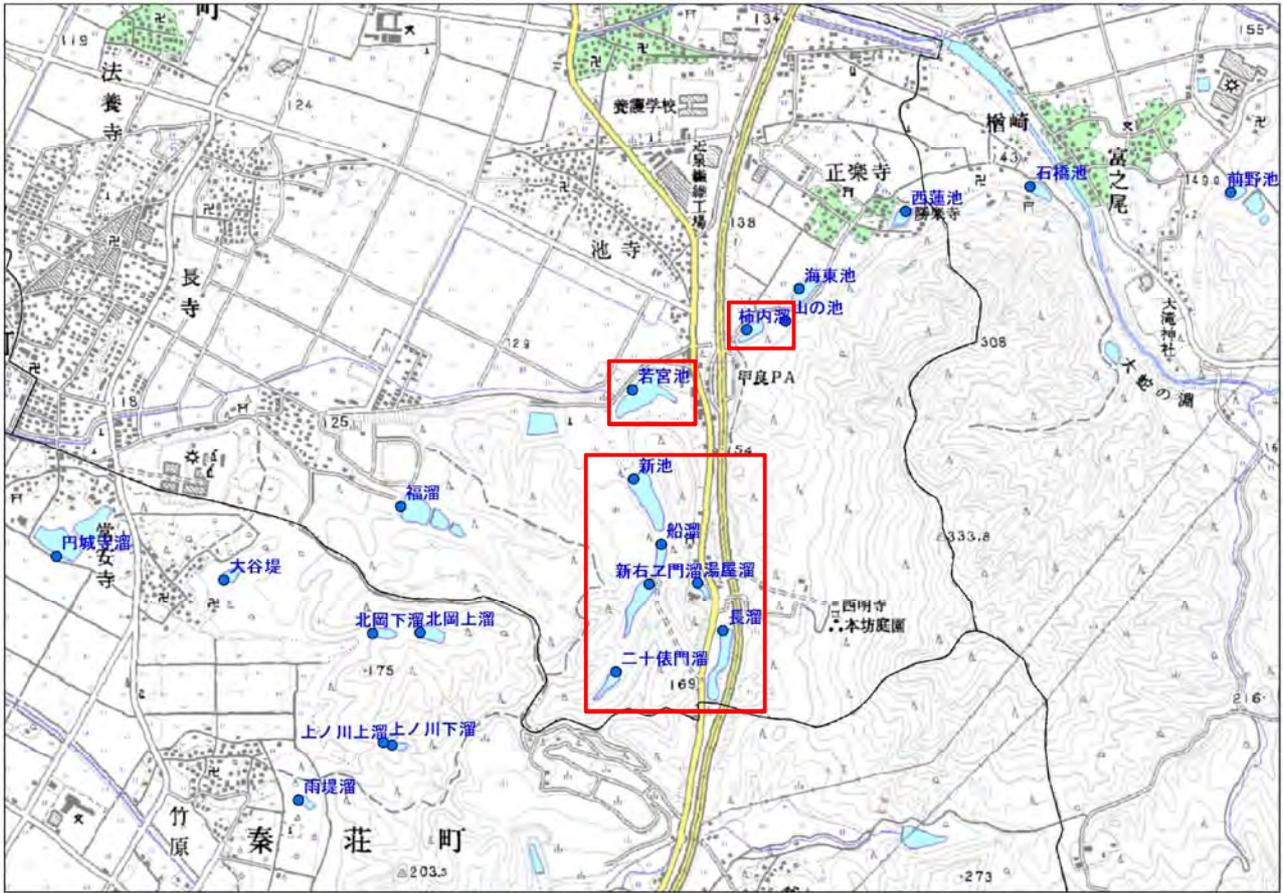


図3. 2. 6 : 池寺地区 ため池位置図

## (5) 触坂地区（富山県氷見市）

### (5) -1 地区の概要

氷見市には1,400余りの中小のため池があり、水源に乏しいことから地域の貴重な農業用水源として利用されています。その中でも当触坂地区は国営かんがい排水事業で造成された五位ダムからの水を一時貯留する桑の院ため池（795,000m<sup>3</sup>）をかかえており、上庄地区のかんがい用水を担う重要な役割を果たしています。このため、下流集落の住民で組織する「ため池群安全対策協議会」を中心にこれまで集中豪雨や地震発生時の安全対策及び施設の維持管理に取り組んできました。

表3.2.5：触坂地区のため池の諸元

池名	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m <sup>3</sup> )	流域面積 (ha)	受益面積 (ha)	備考
桑の院 ため池	23.0	86.0	795,000	293.0	786.0	
羽座池	8.0	38.0	14,000	8.0	4.5	
猪子田池	11.0	60.0	38,000	5.5	7.0	
滝頭池	3.0	34.0	4,000	—	1.5	

### (5) -2 洪水対応計画

a) ため池の管理水位は次のとおりとし、ため池の洪水調整機能を見込みます。

表3.2.6：触坂地区のため池の管理水位

池名	常時	警戒時
桑の院ため池	FWL(余水吐越流部高)－2.0m	FWL(余水吐越流部高)－3.0m
猪子田池	FWL(余水吐越流部高)－1.0m	FWL(余水吐越流部高)－2.0m
羽座池	FWL(余水吐越流部高)－1.0m	FWL(余水吐越流部高)－2.0m
滝頭池	FWL(余水吐越流部高)－1.0m	FWL(余水吐越流部高)－2.0m

b) ため池管理者は、次の場合において運用水位を調整し、関係機関（市、土地改良区）に連絡するものとします。

①時間雨量50mm以上の豪雨が見込まれるとき、②日雨量140mm以上の豪雨が見込まれるとき、③その他危険が見込まれるとき。

### (5) -3 渇水対応計画

a) 桑の院ため池：桑の院ため池は五位ダムからのかんがい用水の流入池であることから、下流受益にパイプラインで水を供給できる圧力水位範囲で、できるだけため池管理水位を下げ運用します。通常時は降雨による増水を見込み、

五位ダムからの補給水をできるかぎり渇水時に残しておきます（通常はため池の貯留水を運用し、渇水時に補給水を運用）。

- b) 羽座池：羽座池は猪子田池からの水が用水路より流入する構造となっており、渇水時には猪子田池の貯水量を見ながら補充運用します。
- c) 猪子田池、滝頭池：猪子田池、滝頭池は湧水以外に補給水源がないことから、渇水時の対策が困難です。

#### (5) -4 管理計画

- a) 下流集落の住民で組織する「ため池群安全対策協議会」に県、市、土地改良区が加わり「触坂地区ため池群広域防災機能増進協議会」を設立し、氷見市や県下全域のため池群の防災機能増進計画を策定して、ため池の安全かつ適切な運用を目指すものとします。
- b) 桑の院ため池の確認項目は下記のとおりであり、異常があった場合、集落代表者は避難体制をとった後、異常の内容を関係機関（市、土地改良区）等に連絡を行うものとします。
  - ①堤体及び余水吐の崩れ・亀裂、②堤体よりの漏水、③貯水量、④かんがい排水施設異常、⑤その他
- c) 猪子田池・羽座池・滝頭池の点検項目は下記のとおりであり、異常があった場合、集落代表者は避難体制をとった後、異常の内容を関係機関（市、土地改良区）等に連絡を行うものとします。
  - ①堤体及び余水吐の崩れ・亀裂、②堤体よりの漏水、③貯水量、④その他



図3.2.7：触坂地区 ため池位置図

### 3. 3 土地改良区による一体的な管理

同一の土地改良区等が管理する複数のため池を、当該土地改良区等が一体的に防災管理。

#### 【事例】

- (6) 油日・上野地区（滋賀県甲賀市：油日・上野地区ため池群広域防災機能増進協議会（大原貯水池土地改良区））
- (7) 川原地区（滋賀県日野町：川原地区ため池群広域防災機能増進推進協議会（日野川流域土地改良区））

## (6) 油日・上野地区（滋賀県甲賀市）

### (6) -1 地区の概要

複数のため池（奥の院池、地味ヶ谷池、大池、小池、西谷池、田堵野新池）における、決壊防止・洪水調節機能の適切な発揮・ため池間での水利用調整等を支援し、ハード対策の効果を補完することにより、ため池群の広域防災機能増進体制を強化し、地域全体の防災機能の向上を図ります。

表3.3.1：油日・上野地区のため池の諸元

池名	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m <sup>3</sup> )	流域面積 (ha)	受益面積 (ha)	備考
奥の院池	6.8	106.0	15,000	0.8	6.0	
地味ヶ谷池	4.2	50.0	16,500	4.0	57.22	
大池	5.6	56.0	40,900	4.0	54.95	受益が重複 しています
小池	7.3	36.0	19,400	3.36		
西谷池	4.5	49.0	9,500	0.9	50.29	
田堵野新池	7.0	78.0	36,800	4.1	—	

### (6) -2 洪水調節機能発揮計画

- a) 台風などの大雨が予想される場合は、区長、水利委員長、水利委員の連絡・協議により、事前排水を実施します。
- b) 中長期の気象情報の収集分析により、洪水調節機能の発現のため、期別の必要水量から期別の水位設定を行い、余裕貯留能力（空きボリューム）を担保するよう、受益農業者と調整を図りつつ実施していきます。
- c) 計画に基づき、水抜き後にため池の泥上げを行います。泥上げし水分を切った土砂は、土質に応じてそのまま、または土壌固化剤を混合する等の安定処理を行い、法面や管理道路の補修、畦畔の嵩上げ等への利用を検討します。

### (6) -3 水利用調整計画

- a) 油日・上野地区のため池は、大原ダムからの用水の調整池としての機能を有していることから、大原貯水池土地改良区との調整のもと、平成17年に4集落（櫛野、油日、上野、田堵野）で締結した配水協定に基づき適正な水利用調整・水管理作業を継続していきます。
- b) 洪水調整機能を維持するために、中長期の気象情報の収集分析により受益者との調整を図りつつ、極力、常時水位を下げ余裕高の確保に努めます。水位については、期別必要水量より計画します。
- c) 防火用水としての機能を発揮させるため、非かんがい期においても集落内へ通水できるよう、ため池の水は常時1/3は残します。

(6) -4 管理計画

- a) 地域活動とそれらを支援する補完的な施設整備により、地域ぐるみによる防災活動への取り組みを啓発し、住民に対する防災知識の普及、住民の協力による危険箇所の早期発見、早期通報といった監視体制の強化に努めます。
- b) 「油日・上野地区ため池群広域防災機能増進協議会」を中心として、油日区、上野区、田堵野区、大原貯水池土地改良区、甲賀県事務所田園振興課、甲賀市の連携・協力のもと、農業者をはじめ、地域住民の参加によるコミュニティ活動を促進することで、防災に係る地域の体制づくりを行います。
- c) 協議会では、ため池の決壊による災害を防止するため、滋賀県及び甲賀市、大原貯水池土地改良区との連携のもと、ため池を中心に、農業水利施設の補修等の措置をとることに努めます。主な作業内容は、以下のとおりです。  
○定期的な見回りの実施、○ため池の草刈り等、○管理道路の維持管理、○水抜きによる点検・補修、○堤体浸食の早期補修、○破損施設の補修、○地震後の点検、○点検結果の記録作成
- d) 気象台などからの気象予報警報などの情報を迅速に把握するとともに、関係機関との連絡を密にし、警戒体制を取ります。台風などの大雨が予想される場合は、区長、水利委員長、水利委員の連絡・協議により、予備排水を実施します。

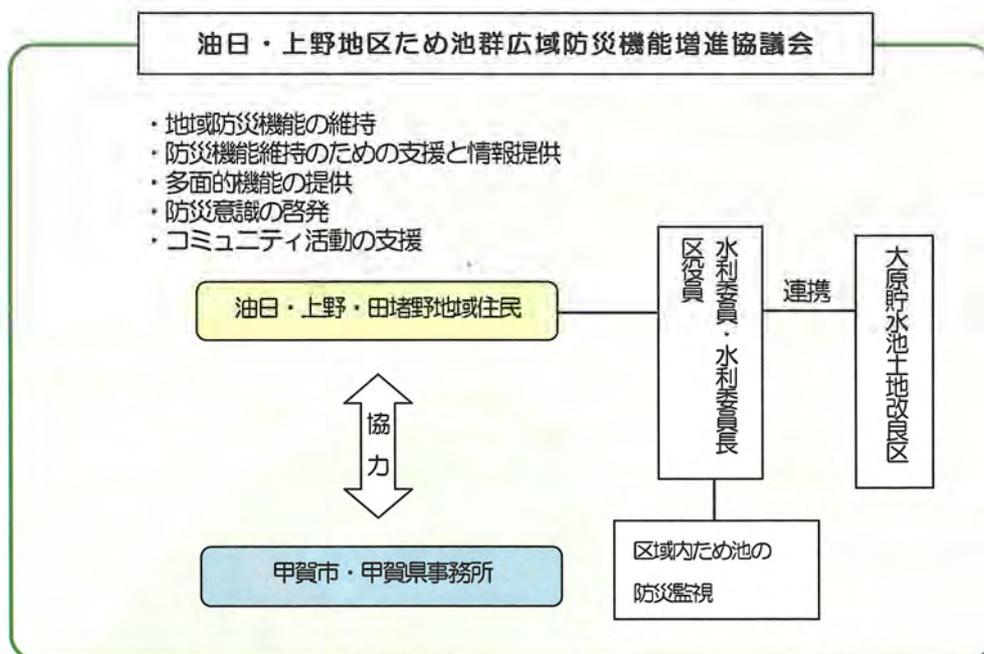


図 3. 3. 1 : 油日・上野地区 協議会関係図

